

学術分野の男女共同参画のために

Toward Gender Equality in the Academic Sphere

辻村みよ子 Miyoko TSUJIMURA

1. 基本法の10年

男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過した。その間に、学会や大学等でも種々の取組みが続けられてきたが、果たして成果はあったのだろうか。

女性研究者比率は1999年10.1%が2008年13.0%になり、国立大学女性教員比率(助教・助手を除く)は1998年6.6%から2008年10.2%になった。しかし国立大学協会の数値目標(2010年までに20%)にも遥かに及ばないのが現状である。

東北大学でも、2001年に男女共同参画委員会を設立して、男女共同参画奨励賞、女性研究者支援プログラムなど積極的な取組みを続けてきた。その結果、女性教員比率(助教・助手を除く)は2000年2.7%から2009年6.5%(助教・助手を含めれば5.5%から10.1%)になったが、この不十分さは、女子学生の増加率と比べれば一目瞭然である(博士後期課程の女性比率は1991年から4.5%から21.5%まで17%も増えたのに対して、女性教員の伸びは5.5%にとどまる)¹⁾。ここには女性研究者育成がきわめて多難であることが示されており、その原因として、研究と育児等との両立困難やロールモデル提供の不足、受入れ態勢の不備など、多くの問題が指摘できる²⁾。

2. 取組みと目標

これに対して、国では2008年4月の「女性の参画加速プログラム」で女性公務員・研究者・医師を特筆し、第三次科学技術基本計画では自然科学系の女性研究者採用比率25%という数値目標を掲げた。現在策定中の第三次男女共同参画基本計画(中間整理案)や日本学術会議の提言³⁾でも、積極的改善措置(ポジティブ・アクション:以下PA)の導入を推奨している。

各大学でも、たとえば、農工大「1プラス1」(女性教員1人採用に対し人件費を大学本部が負担)、北大(同人件費の4分の1を大学が負担)、名古屋大(女性を積極的に採用する旨をHPで表示)、東京大(女性採用比率を25%にする数値目標、学内保育園7か所設置)、お茶の水女子大(9-5時勤務体制実施、メンター制度)、日本女子大(データ伝送による在宅実験・研究の支援、病児保育)など創意工夫にあふれた取組

みを実施している⁴⁾。

3. 学術分野のポジティブ・アクション

PAには、クォータ制(割当制)、プラス・ファクター方式(同じ条件であれば加点する方式)のような即効性のある措置から、タイム・アンド・ゴール方式(数値目標設定型)のような中庸な方式、両立支援策のような穏健な方式まで多様なものが含まれる。

PAは実効性の強い特効薬である反面、逆差別やスティグマ(劣勢の烙印)などの副作用がある。このため一般には、PAはすべて逆差別を生じさせ、能力主義と両立しないという誤解によって、学術分野への導入に反対する傾向が強い。

たしかに、女性を自動的に優遇するような制度は法的にも問題があるが、法律的問題を生じないPAの運用は学術分野でも十分可能であり、個別事情や能力を勘案して実施することが肝要である。PAに関する知識や情報を共有し、ジェンダー教育などの地道な努力と併用すれば、大きな効果が期待できよう。

4. 「数」から「質」へ

もちろん「数」だけが問題なのではない。また、両立支援策によって学内保育園を作り深夜までの延長保育を可能にしても、果たしてそれが望ましい子育てなのか、望むべき男女共同参画なのか、という疑いが生じることであろう。男性も含めた生活の見直し、研究環境の改善、ワークライフバランスの確保がなければ、一時的に「数」を増やしても意味がない。男女の「数」の均衡とともに研究生活の「質」の改善やエンパワーメントを求めることこそが、男女共同参画社会に向けた課題であろう。東北大学第8回男女共同参画シンポジウム(2009年11月)での結論も、「数」と「質」の両方を備えた人間らしい男女共同参画をめざすことであった。この日、第2・第3の学内保育園設置に向けた取組みが発表され、「三度、先駆けへ」の新たな一歩が始まった。

- 1) 統計は、内閣府『男女共同参画白書(平成21年版)』1-7-5図のほか、東北大学『男女共同参画委員会報告書(平成21年版)』参照。
- 2) 前掲白書1-7-7図の「女性研究者が少ない理由」参照。
- 3) 日本学術会議「提言:学術分野における男女共同参画促進のために」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t60-8.pdf>)参照。
- 4) 前掲「提言」14-15頁参照。



辻村みよ子 Miyoko TSUJIMURA

東北大学大学院法学研究科教授
東北大学ディスティングイッシュト・プロフェッサー、
法学博士
内閣府男女共同参画会議専門委員、日本学術会議科学者
委員会副委員長、ジェンダー法学会理事長など

専門は憲法学、ジェンダー法学。
E-mail: miyokoty@law.tohoku.ac.jp